

所定疾患施設療養費について

介護老人保健施設において、入所者の医療ニーズに適切に対応する観点から、肺炎や尿路感染症などの疾病を発症した場合における施設内での対応について、以下のような条件（算定条件による）を満たした場合に、介護報酬等において評価されることとなっております。当施設では、ご入所者様への安心のご提供等に資するべく、また、所定疾患施設療養費を適切に算定するため、治療の実施状況をご報告しております。

所定疾患施設療養費の算定状況(治療の実施状況)

令和 6 年度【2024 年度】

(2024 年 4 月 1 日～2025 年 3 月 31 日)

疾病	人数(人)	日数(日)
肺炎	10	41
尿路感染症	24	97
带状疱疹	0	0
蜂窩織炎	3	17
計	37	155

令和 7 年度【2025 年度】

(2025 年 4 月 1 日～2026 年 3 月 31 日)

疾病	人数(人)	日数(日)
肺炎	0	0
尿路感染症	4	19
带状疱疹	0	0
蜂窩織炎	0	0
計	4	19

算定条件

- ① 所定疾患施設療養費は、肺炎等により治療を必要とする状態となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に、1 回に連続する 7 日間を限度とし、月 1 回に限り算定するものであって、1 月に連続しない 1 日を 7 回算定することは認められないものであること。
- ② 所定疾患施設療養費と緊急時施設療養費は同時に算定することはできないこと。
- ③ 所定疾患施設療養費の対象となる入所者の状態は次の通りであること。
 - イ 肺炎
 - ロ 尿路感染症
 - ハ 带状疱疹(抗ウイルス剤の点滴注射を必要とする場合に限り)
- ④ 算定する場合にあっては、診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載しておくこと。
- ⑤ 請求に際して、診断、行った検査、治療内容等を記載すること。
- ⑥ 当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表することとする。公表に当たっては、介護サービス情報の公表制度を活用する等により、前年度の当該加算の算定状況を報告すること。